

第4回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年9月29日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時13分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 研修室
- 4 出席委員 25名

1番	梶川 毅	2番	荒川 満雄	3番	牧村 康弘
4番	鹿内 淳一	5番	森 耕一	6番	水野 真和
7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋	9番	山本 裕慈
10番	工藤 美佐	11番	兒玉 康英	12番	大塚 敏幸
13番	飯田 暢弘	14番	山崎 博之	15番	森 有宏
16番	岸塚 隆弘	17番	横川 和博	18番	野原 香織
19番	廣瀬 貢弘	20番	松金 栄治	21番	梶 宗徳
22番	辻 浩志	23番	落合 憲和		
25番	室崎 公一	26番	吉田 利彦		
- 5 欠席委員 1名
24番 河瀬 勉
- 6 議事録署名委員
7番 増地 孝昇 8番 中村 光洋
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の氏名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
 - (10) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
 - (11) 協議第1号 令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	本間 大慎	農地係事務員	今野 志津子

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第4回帯広市農業委員会を開会いたします。</p>
吉田 会長	<p>(会長より、近況を含め挨拶)</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、25名です。</p> <p>24番 河瀬委員につきましては、欠席の申出を受けております。</p> <p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が6件、協議が1件です。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、7番 増地委員、8番 中村委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、</p> <p>事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第5号及び第6号にて一括してご説明いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。</p> <p>8月分の調査結果について、落合調査委員長より報告をお願いします。</p>
落合調査委員長	<p>25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番34の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>次に、2 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番7の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。</p>

最後に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第7回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

以平町 1,516ヘクタール、泉町 976ヘクタール、合わせて2,492ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、9月分の調査結果について、山本調査委員長よりお願いいたします。

10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番35～36の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

最後に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第8回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

東帯広（帯広中央） 5ヘクタール、稲田町 132ヘクタール、合わせて137ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、9月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

（なし）

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

（議案第1号、附番9から12の4件の合意解約について朗読・説明）

以上附番9から12の4件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく

議 長

山本調査委員長

議 長

（ 委 員 ）

議 長

事務局(中島主任補)

議 長

		合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
		次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
		(議案第2号、附番7の贈与1件、及び附番8の売買1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
		以上附番7及び8の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長		それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
		附番8について、増地委員よりお願いいたします。
増 地 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番8」です。
		受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。
議 長		ありがとうございました。
		それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。
		(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番5の農用地への用途変更1件について調査書に基づき朗読・説明)
議 長		それでは、地区担当委員の意見を伺います。
		附番5について、牧村委員よりお願いいたします。
牧 村 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番5」です。

		事務局からの説明のとおり、農地として利用しているため農振編入は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
		ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
		次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について決定を求めます。 (議案第4号、附番3の砂利採取のための農地一時転用1件について調査書に基づき朗読・説明)
		なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。
		附番3について、岸塚委員よりお願いいたします。
岸 塚 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番3」です。
		事務局からの説明のとおり、砂利採取による一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
		ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて、ご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。
		次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。
		(議案第5号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番8から11の4件、(2)所有権移転(売渡)附番16から18の3件、(3)賃借権の設定 附番6の1件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。

事務局(清水主任)

ここで、前回総会においてご質問のあった「農地売買等事業の買入協議をおこなわない売買にかかる議案提案の時期」について回答いたします。

機構が農用地を買い入れ、一定期間受け手の農業者へ貸し付けた後、その農業者へ売り渡す「農地売買等事業」については、機構が買い入れる議案提案が最初になされ、その翌々月以降の総会において一時貸付にかかる促進計画の議案提案がなされることとされています。

また、「農地中間管理事業(貸貸借)」は、機構が農用地を借り入れ、農地中間管理権を取得し、受け手の農業者へ貸し付けをおこなう事業ですが、北海道が定める「実施要領」により、借り入れる、貸し付けにかかる促進計画の議案を同月の総会で提案することとされており、これらの取り扱いは、本年4月の新たな農地制度移行前と変わらないものであり、制度移行後においても道内市町村農業委員会の統一的なルールとし、運用しているものであります。

前回総会でのご質問に対する回答は以上です。

議長

それでは審議に入りますが、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18については増地委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【増地委員退席】

議長

それでは、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。

【増地委員着席】

議長

それでは審議を続けます。次に、1. 農地売買等事業分(3)貸借権の設定 附番6については中村委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【中村委員退席】

議 長 それでは、1. 農地売買等事業分(3)賃借権の設定 附番6について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(3)賃借権の設定 附番6につきましては、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。

【中村委員着席】

議 長 それでは審議を続けます。

1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡) 附番18 及び、(3)賃借権の設定 附番6を除く6件について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。

次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補) 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第6号、附番4から7の4件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められることから、帯広市長に対し、同機構による買入協議を行うよう要請するものです。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。

続いて協議に入ります。

		「令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		(「令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について説明)
議 長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご質問等が無いようですので、このとおり要望することといたします。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。

第4回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年9月29日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時13分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 研修室
- 4 出席委員 25名

1番	梶川 毅	2番	荒川 満雄	3番	牧村 康弘
4番	鹿内 淳一	5番	森 耕一	6番	水野 真和
7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋	9番	山本 裕慈
10番	工藤 美佐	11番	兒玉 康英	12番	大塚 敏幸
13番	飯田 暢弘	14番	山崎 博之	15番	森 有宏
16番	岸塚 隆弘	17番	横川 和博	18番	野原 香織
19番	廣瀬 貢弘	20番	松金 栄治	21番	梶 宗徳
22番	辻 浩志	23番	落合 憲和		
25番	室崎 公一	26番	吉田 利彦		
- 5 欠席委員 1名

24番	河瀬 勉
-----	------
- 6 議事録署名委員

7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋
----	-------	----	-------
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の氏名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
 - (10) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
 - (11) 協議第1号 令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	本間 大慎	農地係事務員	今野 志津子

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第4回帯広市農業委員会を開会いたします。</p>
吉田 会長	<p>(会長より、近況を含め挨拶)</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、25名です。</p> <p>24番 河瀬委員につきましては、欠席の申出を受けております。</p> <p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が6件、協議が1件です。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、7番 増地委員、8番 中村委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、</p> <p>事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第5号及び第6号にて一括してご説明いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。</p> <p>8月分の調査結果について、落合調査委員長より報告をお願いします。</p>
落合調査委員長	<p>25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番34の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>次に、2 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番7の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。</p>

最後に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第7回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

以平町 1,516ヘクタール、泉町 976ヘクタール、合わせて2,492ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、8月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、9月分の調査結果について、山本調査委員長よりお願いいたします。

10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番35～36の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

最後に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第8回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

東帯広（帯広中央） 5ヘクタール、稲田町 132ヘクタール、合わせて137ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、9月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

（なし）

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

（議案第1号、附番9から12の4件の合意解約について朗読・説明）

以上附番9から12の4件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく

議 長

山本調査委員長

議 長

（ 委 員 ）

議 長

事務局(中島主任補)

議 長

		合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
		次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
		(議案第2号、附番7の贈与1件、及び附番8の売買1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
		以上附番7及び8の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長		それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
		附番8について、増地委員よりお願いいたします。
増 地 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番8」です。
		受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。
議 長		ありがとうございました。
		それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。
		(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番5の農用地への用途変更1件について調査書に基づき朗読・説明)
議 長		それでは、地区担当委員の意見を伺います。
		附番5について、牧村委員よりお願いいたします。
牧 村 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番5」です。

		事務局からの説明のとおり、農地として利用しているため農振編入は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
		ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
		次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について決定を求めます。 (議案第4号、附番3の砂利採取のための農地一時転用1件について調査書に基づき朗読・説明)
		なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。
		附番3について、岸塚委員よりお願いいたします。
岸 塚 委 員		それでは意見を申し上げます。「附番3」です。
		事務局からの説明のとおり、砂利採取による一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
		ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて、ご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。
		次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。
		(議案第5号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番8から11の4件、(2)所有権移転(売渡)附番16から18の3件、(3)賃借権の設定 附番6の1件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。

事務局(清水主任)

ここで、前回総会においてご質問のあった「農地売買等事業の買入協議をおこなわない売買にかかる議案提案の時期」について回答いたします。

機構が農用地を買い入れ、一定期間受け手の農業者へ貸し付けた後、その農業者へ売り渡す「農地売買等事業」については、機構が買い入れる議案提案が最初になされ、その翌々月以降の総会において一時貸付にかかる促進計画の議案提案がなされることとされています。

また、「農地中間管理事業(賃貸借)」は、機構が農用地を借り入れ、農地中間管理権を取得し、受け手の農業者へ貸し付けをおこなう事業ですが、北海道が定める「実施要領」により、借り入れる、貸し付けにかかる促進計画の議案を同月の総会で提案することとされており、これらの取り扱いは、本年4月の新たな農地制度移行前と変わらないものであり、制度移行後においても道内市町村農業委員会の統一的なルールとし、運用しているものであります。

前回総会でのご質問に対する回答は以上です。

議長

それでは審議に入りますが、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18については増地委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【増地委員退席】

議長

それでは、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番18につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。

【増地委員着席】

議長

それでは審議を続けます。次に、1. 農地売買等事業分(3)賃借権の設定 附番6については中村委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。

【中村委員退席】

議 長 それでは、1. 農地売買等事業分(3)賃借権の設定 附番6について
審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり
原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(3)賃借権の設定 附番6
につきましては、
農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、
同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により
即日公告を行うこととします。

【中村委員着席】

議 長 それでは審議を続けます。
1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡) 附番18 及び、
(3)賃借権の設定 附番6を除く6件について
審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり
決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、
農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、
同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により
即日公告を行うこととします。

次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補) 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、
次の農用地買入協議要請について決定を求めます。

(議案第6号、附番4から7の4件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められること
から、帯広市長に対し、同機構による買入協議を行うよう要請するものです。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは
農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。


(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して
農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。

続いて協議に入ります。

		「令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		(「令和8年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について説明)
議 長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご質問等が無いようですので、このとおり要望することといたします。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田 利彦 

署名委員 増地 存昇 

署名委員 中村 光洋 